

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 31 日

学校法人 堀之内学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 堀之内学園

監 事 武見潮裕 

監 事 大高隆史 

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人堀之内学園寄附行為第 22 条の規定に基づき、学校法人堀之内学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財務の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人であるみおぎ監査法人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人堀之内学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等はその収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実はないものと認める。

以 上